

# **提案条例説明資料**

**令和2年9月**

**浜田市議会定例会議**

# 提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	議案第 60 号
2	題名	浜田市協働のまちづくり推進条例
3	目的・理由	<p>合併後、本市の協働のまちづくりの基盤であった自治区制度が令和 3 年 3 月末に期限を迎えることから、新たに協働のまちづくりを推進するための基本理念及び市民等、市の役割といった基本的なルールを定め、共に考え、行動し、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会の実現を図るため、条例を制定するものです。</p>
4	概要	<p>1 前文 市の概要、市の現状と今後のまちづくりの方向、条例制定に向けた想いを明記</p> <p>2 総則（第 1 章） (1) 「協働」「まちづくり」など用語の定義（第 2 条） (2) 「お互いを尊重し、情報共有しながら、地域の個性を活かしたまちづくりに積極的に取り組む」など、まちづくりの進め方について基本的な理念を規定（第 3 条）</p> <p>3 市民等の権利及び役割（第 2 章） (1) まちづくりに必要となる、「参画し、意見を述べる」「知る」といった市民等の権利を規定（第 4 条） (2) 「自らが主役として参画すること」など、市民等の役割について規定（第 5 条）</p> <p>4 市の役割（第 3 章） (1) まちづくりに関する情報を提供することや市民の声をまちづくりに反映させることなど、市の役割について規定（第 6 条） (2) 市職員の育成や市職員のまちづくりへの参画について規定（第 7 条）</p> <p>5 市民参画（第 4 章）</p>

		<p>(1) 協働のまちづくりを進める中で、市において市民等から意見を聞く機会を設けるといった市民参画の対象及びその方法について規定（第 8 条、第 9 条）</p> <p>6 地域協議会（第 5 章）</p> <p>(1) 地域協議会の設置（第 10 条）、所掌事項（第 11 条）、組織（第 12 条）等について規定し、その地域を指定（別表）</p> <p>7 協働のまちづくりの推進（第 6 章）</p> <p>(1) 市民等及び市は、まちづくりに関心を持ち、まちづくりに関する情報を共有するよう努めることについて規定（第 16 条）</p> <p>(2) 協働のまちづくりに持続性を持たせるため、次の世代を担う子どもたちの人材育成について規定（第 17 条）</p> <p>(3) 地区まちづくり推進委員会及びまちづくり活動団体によるまちづくりの推進について規定（第 18 条、第 19 条）</p> <p>(4) 市は、人的、技術的又は財政的な支援等を行っていくこと、条例制定後は、推進計画を策定し、その検証を実施していくことを規定（第 20 条、第 21 条）</p> <p>(5) 公民館に、協働のまちづくりを推進する役割を加え、その活動拠点として、施設の整備及び充実を図ることを規定（第 22 条）</p> <p>(6) 県立大学等高等教育機関と連携していくことを規定（第 24 条）</p> <p>8 雑則（第 7 章）</p> <p>条例の見直し等について規定（第 25 条）</p>
5	<p>5 施行期日等</p>	<p>1 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日</p> <p>2 他の条例の廃止</p> <p>(1) 浜田市自治区設置条例</p> <p>(2) 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例</p> <p>(3) 浜田市地域振興基金条例</p>

		<p>3 地域協議会の委員の委嘱及び任期の特例  施行日の前日において現に浜田市自治区設置条例の規定により地域協議会の委員に選任されている者は、施行日において、引き続きこの条例の規定により地域協議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該地域協議会委員の任期は、令和4年3月31日までとする。</p> <p>4 浜田市地域振興基金条例の廃止に伴う準備行為  条例廃止に当たり、施行日前に処分することができる。</p> <p>5 浜田市行政組織条例の一部改正  地域政策部の所掌事務を改正する。  (改正前) 自治区制度に関すること。  (改正後) 協働のまちづくりに関すること。</p> <p>6 浜田市附属機関設置条例、浜田市防災行政無線施設条例及び浜田市生活路線バス条例の一部改正  「自治区」の表記を「地域」に改正する。</p> <p>7 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会委員及び部会委員の報酬に係る規定を削る。</p>
6	備考	<p>浜田市立公民館条例の見直しについては、令和2年12月市議会定例会議に提案を予定しています。</p>

# 提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	<b>議案第 61 号</b>
2	題名	浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	令和 2 年 12 月 15 日をもって廃止される石見交通バス路線（櫛田原線及び今市線の一部）の代替交通として、浜田市生活路線バスの運行路線を新設することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 次の 2 路線を追加する。（別表第 1 関係）</p> <p>(1) 浜田路線（櫛田原線） 上櫛田原から田橋を經由する本郷橋までの間</p> <p>(2) 旭浜田路線（今市浜田線） 石見今市から今福を經由する浜田駅までの間</p> <p>2 路線追加に伴い使用料（運賃）を定める。（別表第 2 及び別表第 3 関係）</p> <p>(1) 普通運賃</p> <p>ア 1 自治区内の乗車 200 円</p> <p>イ 2 自治区間の乗車 400 円</p> <p>ウ 3 自治区間の乗車 600 円</p> <p>(2) 定期乗車券使用運賃</p> <p>普通運賃 600 円に係る普通定期乗車券及び通学定期乗車券の金額を定める。</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和 2 年 12 月 16 日</p> <p>2 準備行為 追加する路線に係る回数乗車券使用運賃及び定期乗車券使用運賃の徴収その他の行為は、施行日前においても行うことができる。</p>

# 提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第 62 号
2	題名	浜田市手数料条例及び浜田市手数料条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	<p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(デジタル手続法)により、「住民基本台帳法」の一部が改正され住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたこと、及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)の一部が改正されたことにより通知カードが廃止されたこと、並びに住民記録システムの機器更改により住民基本台帳カードを利用した各種証明書のコンビニ交付が終了することに伴い、所要の改正を行うものです。</p>
4	概要	<p>1 浜田市手数料条例の一部改正 (第 1 条)</p> <p>(1) 通知カードの再交付手数料に係る規定の削除及び住民基本台帳法関係の手数料の整理 (第 2 条関係)</p> <p>ア 第 2 条第 1 号に住民票の写し又は記載事項証明書に係る手数料の種類及び金額を規定する。</p> <p>イ 第 2 条第 2 号に戸籍の附票の写しに係る手数料の種類及び金額を規定する。</p> <p>(2) その他規定の整理</p> <p>2 浜田市手数料条例等の一部を改正する等の条例の一部改正 (第 2 条)</p> <p>住民基本台帳カードを利用した各種証明書のコンビニ交付の期間の変更 (附則関係)</p> <p>(改正前) 法律の規定により住民基本台帳カードが個人番号カードとみなされる間</p>

		※ 有効期間の満了又は個人番号カードの交付を受けるまでの間 (改正後) 令和 2 年 12 月 28 日までの間
5	施行期日等	公布の日

# 提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	<b>議案第63号</b>
2	題名	浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	島根県において子どもの医療費助成を拡充され、病院又は診療所において療養又は医療を受けた際の本人負担額に対する助成対象年齢を引き上げることとされたことに伴い、本人負担額について所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 小学1年生から小学6年生までの本人負担額の改正(第3条関係)</p> <p>(改正前)</p> <p>医療機関等ごとに1月につき対象医療費の100分の30 ただし、入院2,000円、通院1,000円を上限</p> <p>(改正後)</p> <p>医療機関等ごとに1月につき対象医療費の100分の10 ただし、入院2,000円、通院1,000円を上限</p> <p>2 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和3年4月1日</p> <p>2 経過措置</p> <p>改正後の条例の規定は、施行日以後に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。</p>